

ローマ元首政期におけるフィスクスの性格と元首

— デイゲスタ、四三・八・二・四の解釈をめぐって —

米 田 利 浩

【要約】 本稿では、ローマ帝政期におけるアエラーリウムと並ぶ今ひとつの「国庫」であったフィスクスについて、その歴史的生成過程について一瞥を加えるとともに、特にその法的性格について、公けの場所及び公道に関する特示命令がフィスクスに属する場所には適用されないと説く三世紀の法学者ウルピアーヌスの法文を主な手掛かりとして、検討を加えた。法理論上の整合性の問題はともかくとして、ウルピアーヌスはフィスクスをローマ国民にはなく元首という個人に帰属する公けのものとして扱っていた。このような理解は、フィスクスが「公—私」という範疇では単純にはわりきることのできない、公と私の二面性を兼ね備えた性格を持っていたことを示しているが、フィスクスのこのような性格は、元首の国家財政に対する統轄権が、法理論の上からは、「公—私」のいずれとも性格づけることのできないものであったことを示していると同時に、共和政の伝統を「公的なもの」として前提としながらもそこには依拠しなかった元首権力のありようを端的に示すものでもあった。

史林 七六卷一号 一九九三年一月

セウエールス朝代の法学者ウルピアーヌスは、「公けの場所あるいは公道においてはなにごともしない」という特示命令がフィスクスの財産（パトリモニーウム）に属する場所については適用されないと述べ、「何故なら、フィスクスに属するものは、元首（プリンケプス）に帰属する私財のようなものであるから」とその理由を説明している。一見したところ、「公けのもの」、「私のもの」そして「フィスクスのもの」という三分類を前提にしているかのようにも思われ

るウルピアーヌスのこの説明は、フィスキスの性格を考える場合、極めて示唆的である。

一般に、「元首金庫」と訳され、あるいは「国庫」とも訳し得るフィスキスについては、これをあくまでも元首の私的
金庫であったと捉える「法学者」テオドア・モムゼンとローマ国民の国庫であったと論じる「歴史家」オットー・ヒル
シュフェルトとの論争以来、今日にいたるまで、常に、元首の地位、権源をめぐる問題と直結するかたちで論じられて
きた。帝政期に入って生まれた元首の直接統轄する「国庫」としてのフィスキスの実態およびその性格の解明は、この意
味で、「元首政」期の国制史研究の中核的課題でもあるということが出来る。

本稿では、このような視点にたつたうえで、前述ウルピアーヌスの語句の意味を説き明かす作業を通じて、共和政期以
来の「ローマ国民の国庫」であったアエラリウムと並ぶ今ひとつの「国庫」としてのフィスキスの性格について論じて
みたい。

ウルピアーヌスの説明はフィスキスが「公―私」の範疇では単純には捉えきることのできない性格を有していたことを
暗示しているが、恐らくは生成過程に起因するフィスキスのこのような性格は、共和政の国制の伝統をいわば「公的なも
の（レース・プーブリカ）」として前提としながらも、そこには依拠しなかった元首権力のありようをも端的に示していると
思われるからである。

さて、ウルピアーヌスの問題の語句は、公けの場所および公道に関する特示命令の目的およびその適用事例について論
じたかれの次にその一部を引用する法文の中に見えている。

プラエトルは言う。公けの場所において、何等かの損害発生因となるようなことについては、汝はこれを為したり、
持ち込んだりしてはならない。但し、法、元老院議決、告示あるいはブリーンケプスの裁決によって、汝に許された
場合は例外であり、この場合は為されたことに対して私は特示命令を与えない、と。

一 この特示命令は禁止的なものであり、

二 私人のそれと同様に公けの利益に対する配慮もこれを通じてなされている。何故なら、公けの場所は明らかに、国家の法によって確かに私人の用に供せられるが、個々人に帰属するようなものではなく、我々が利用するために持っている権利は国民の誰もが持っている保全するための権利と等価であるからである。従ってこの故に、もし私人にまで損害が及ぶ恐れのある行為が為されるような場合には禁止的な特示命令を適用することができる。このような事態のためにこの特示命令が発せられたのである。

三 公けの場所という言葉は、広場、共同住宅、耕地、公街道及び公道をも含む、そのように解される、とラベオーは定義している。

四 この特示命令がフィスクスのパトリモーニウムに含まれる場所に及ぶとは私は考えない。何故なら、ここでは私人が何かを為すことも、保全することもできないからである。何故ならフィスクスのものはプリーンケプスに帰属する私物のようなものであるから。従ってもしここで何かが為された場合でも、この特示命令が適用されることはない。もしこの場所について係争がおこった場合には、同所を管轄するブラエクトゥスが審判人となる。

五 従って、この特示命令は公用に供されている場所には適用され、私人に対して損害を与えるようなことがそこで為される場合には、ブラエトルはかれの特示命令をもって介入することになる。(以下、六～四六分節まで略)

この法文の第四分節に記されている問題のこの語句の解釈をめぐる論争の発端となったのは、前述したフィスクスの性格をめぐるモムゼンとヒルシュフェルトの論争であった。この論争の中で、モムゼンが、この語句を「フィスクスのものが、明らかに議論の余地なく、元首の私財とみなされていた」ことの証左として把え、フィスクスは元首の私財であったという自説を補強するためにこれを援用したのに対して、モムゼンとは異なり、フィスクスをローマ国民の国庫として性格づけたヒルシュフェルトは、ウルピアヌスがセウェルス朝代の法学者であったことを強調しつつ、モムゼンの言葉をそのまま引用して、この語句は「あの絶対的な軍人君主体制下の時代においてすら、なおも、『フィスクスのもの

が、明らかに議論の余地なく、元首の私財とみなされていた』のではないことを示している」と論じて、モムゼンとは全く正反對の解釈を示した。

この語句の解釈をめぐる両者のこのような相違は、モムゼン自身の言を借りるならば、フィスクスの法的主体を国家に求めるか(ヒルシュフェルト)、あるいは元首の人格に求めるか(モムゼン)の相違として要約できるが、これに対して、フィスクスの主体はフィスクス自体であったと説き、フィスクスを「独立した法人格として思念された公益団体」と定義づけた、フィスクス法人格説という特異な学説で知られるL・ミッタースは、「公けの場所あるいは公道においてなにごとも為してはならない」という特示命令がフィスクスに帰属する場所については適用されないことを理由付けるための単なる譬えでしかない」と論じて、問題のこの語句にはそれ以上の意味を認めてはいない。

更に、P・W・デュフは、問題の語句にみえる〈quasi〉の語の意味について、「厳密に事実在即してではなく、法的には」という解釈と「厳密に法的にはなく、事実上は」という解釈との両様の解釈が考えられ得るとしたうえで、前者の解釈に沿って、ここで明確に区別されているのはフィスクスの財産と公けの財産であり、フィスクスの財産と元首の私財との区別は単なる管理運営上の区別でしかなかったことが示唆されていると論じて、モムゼンの解釈の妥当性を支持し、逆に、B・エリアーシュヴィッチは、文脈から考えて、フィスクスが私財であったならば、公けの場所を対象としたこの特示命令がフィスクスに適用されるかどうかという問題関心はウルピアヌスには生れなかつたはずだと論じて、この法文に立脚したモムゼンのフィスクス理解を退けている。

近年では、モムゼンと同様にローマ私法の観点からフィスクスについて論じ、元首のみがその職権によって、国民及び元老院から独立して、自由に処分することのできた元首自身の財産としてこれを性格づけた、あのローマ私法の大家、M・カーザーがモムゼンの読み方を支持しているの^⑧に対して、ローマ史の泰斗、F・デ・マルティノは、ミッタースと同様に、この語句自体は、特示命令の適用除外の根拠を明らかにし、かつ不測の係争がおこった場合にそれを解決する権限

をプラエフェクトゥスに賦与するためのものであって、直接フィスクスの性格を論じたものではないとして、モムゼンの理解に対しては否定的な見解を表明、フィスクスの性格についても、モムゼンとは異なり、その法的所有者は国家であり、元首は、公職者と同様に、「法の定めるところにより」その財産の処分権を持つただけであったと論じている。^⑨

いうまでもなく、問題のこの語句だけを切り離してその意味するところを論じることが到底不可能であり、ウルピアースの記述全体の脈絡の中で、更にはかれのフィスクス理解を推測することが可能な他の法文との比較を通じて、改めて考え直してみる必要があると思われるが、その前に、まず、主としてスエトニウス、大ブリリーニウスの証言を整理することによって、アエラーリウムと並び称されるいまひとつの「国庫」としてのフィスクスの生成過程について一瞥を加えておきたい。

- ① Ulpianus, Dig., 43, 8, 2, pr-5 (libro sexagesimo octavo ad edictum): Praetor ait: 'Nequid in loco publico facias inve eum locum immitas, qua ex re quid illi damni detur, praeterquam quod lege senatus consulto edicto decreteve principum tibi concessum est, de eo quod factum erit interdictum non dabo.'
- 1 Hoc interdictum prohibitorum est.
- 2 et tam publicis utilitatibus quam privatorum per hoc pros-picitur. loca enim publica utique privatorum usibus deseruiant, iure scilicet civitatis, non quasi propria cuiusque, et tantum inrits habemus ad optinendum, quantum quilibet ex populo ad prohibendum habet. propter quod si quod forte opus in publico fiet, quod ad privati damnum redundet, prohibitorio interdicto potest conveniri, propter quam rem hoc interdictum propositum est.
- 3 Publici loci appellatio quemadmodum accipjatur, Labeo

definit, ut et ad areas et ad insulas et ad agros et ad vias publicas itineraque publica pertineat.

4 Hoc interdictum ad ea loca, quae sunt in fisci patrimonio, non puto pertinere: in his enim neque facere quicquam neque prohibere privatus potest: res enim fiscalis quasi propriae et privatae principis sunt. igitur si quis in his aliquid faciat, nequaquam hoc interdictum locum habebit: sed si forte de his sit controversia, praefecti eorum indices sunt.

5 Ad ea igitur loca hoc interdictum pertinet, quae publico usui destinata sunt, ut, si qui illic fiat, quod privato noceret, praetor intercederet interdicto suo.

② Mommsen, Th., *Römisches Staatsrecht*, 2. Bd., 3 Aufl., Leipzig, 1887, S. 957f u. Anm. 2; S. 960, Anm. 2.

③ Hirschfeld, O., *Die Kaiserlichen Verwaltungsbemten bis auf Diocletian*, 2 Aufl., Berlin, 1905 (1975), S. 12.

本来は、オリブ庄搾用の「籠」を意味したと言われる「フィスクス」の語は、法史料以外の文献史料においては、極めて多様な意味で用いられている。「非法学文献の用語法は完全に支離滅裂だ」というL・ミッタイスの評が生まれる所以であるが、しかしながら、文献史料にあらわれるこの語の多様な用例は、「元首政期」における帝国の財務行政機構の実に直接触れた史料は皆無と言ってよい状況の中でフィスクスの歴史的生成過程を考える場合、貴重な手掛かりを与えてくれる。今、これらの史料から確認することのできるこの語の持つ意味をA・H・M・ジョーンズとG・ブルベールの分類を参考にして整理すると、大別して、一、原義の「籠」、二、転じて「籠の中身・現金」、「金庫・財布」更には「個人あるいは元首の」私財」の意味、三、属州及び首都におかれた公金を収めた諸金庫、そして最後に、四、ジョーンズの言う「元首の統轄する財務行政の総体」、即ち、元首の直接管轄下に置かれた国家機構の一部門としての「国库」、以上の四つに分類することができると思われるが、フィスクスの語の持つこのような多様な意味が最もよくあらわれていると言われているのがステトニウスの『皇帝伝』である。

例えば、『ウェスパシアヌス帝伝』では、ステトニウスは、ウェスパシアヌス帝の金銭欲について、元首属吏（プロクラートル）を金銭を吸い取り集めるためのスポンジのように扱ったという巷間の非難の声を伝えた後で、次のように記している。

「反対に、帝の強奪、横領については、アエラーリウムとフィスクスの窮乏故の、必要に迫られたものであったと考える人々もいた。この窮乏については、かれ（ウェスパシアヌス）は帝位に就くとすぐに公けにして、国家が確たるものとなるためには四〇〇億セステルティウスが必要であると明言した。^④

明らかに、ここでアエラーリウムと並んで言及されているフィスクスは、アエラーリウムとは相互補完的な関係にたっ

たひとつの国家機関、アエラーリウムと共に国家財政の運営に携わる国家機構の一部門としての「国庫」を示している。デ・マルティノは、アエラーリウムとフィスクスとの対比を元老院のいわば公的な財政機構と元首の財政機構との対比として扱っているが、ここでは、フィスクスの語はまさにこの意味で用いられているといっている^⑤。

これに対して、次に掲げる『クラウディウス帝伝』の一節においては、スエトニウスはフィスクスの語を現金をいれた籠の意味で用いている。

アエミリウス地区で大火があった時、クラウディウスは地区投票所に二晩とどまった。そして兵士やかれの家子達による救援活動が不足となるや、公職者を介してあらゆる地区から一般の人々を招集した。そして現金の入った複数のフィスクスを自分の前において救援活動を促し、救援活動に応じて各人にそれ相応の報酬をその場で支払った^⑦。

また、公金を収めた金庫を意味するフィスクスの用例も確認することができる。次に挙げるふたつの事例のうち、最初のものは、没後開封するようにとアウグストゥスが遺言書とともにウエスタ聖女に託していた巻物三巻の内容を紹介した記事であるが、アエラーリウムと並んでここに言及されている複数のフィスクスは属州におかれていた金庫を意味するとされている^⑧。ふたつめは、ウエスパシアヌス帝代に新しく設けられたユダヤ人に対する人頭税徴収のために首都ローマにおかれたユダヤ人フィスクスに関する記事である。なおこれらふたつの記事の両方共が、公金を扱っていたにもかかわらず、これらのフィスクスの管理運営の実務に携わっていたのが、本来は私人としての元首の私的な家政担当者にしかすぎなかったはずのウエスパシアヌス帝の解放奴隸、奴隸そしてかれの私的代理人であるプロクラートルであったという事実を伝えており、興味深い^⑨。

三巻の巻物のうち、一卷目では自分の葬儀に関する指示を与え、二巻目には自分の業績の要約を記し（かれはこの要約を青銅板に刻し靈廟の前に建てることを望んでいた）、三巻目では帝国全体の概観を述べ、現有兵力の数と駐屯地、アエラーリウムと複数のフィスクスに収められている金銭の現在額及び税の未徴収額が記されていた。更に、かれは解放

奴隸の名を挙げて、かれらから説明を求めることができると追記していた。^⑩

見ず知らずの他人の遺産も、生前カエサルを相続人にする故人が語ったのを耳にしたと申し立てる者が一人でも現れると、没収された。ユダヤ人フィスキス（に収める税）は他の何よりもまして厳しく取り立てられた。申告せずにユダヤ人の生活を営んでいる者、あるいは生まれを隠してこの民に課せられた税の支払いを滞らせている者はユダヤ人フィスキスに告発された。私は若いころ、プロクラートルと大勢の下僚達によって九〇歳の老人が割礼を施されているかどうかを調べられていた光景を、その場に居合わせていて、覚えている。^⑪

以上の用例に加えて、更に、『ウェスパシアヌス帝伝』に見える「また非常に富裕であった解放奴隸のケリュルスが来るべきフィスキスの請求権からひそかに逃れようとして、自分は生来自由人であると称し、かつ名前も変えてラケスと名乗りはじめたのに対して」、メナンドロスの詩句を引用して揶揄したというウェスパシアヌス帝のアイロニカルな性格を伝える挿話の中で言及されているフィスキスは直截には帝の私財を意味していると考えてよい。旧奴隸主であるパトリオヌスは相続人のいない解放奴隸の財産に対して請求権を有していたからである。^⑫ このことを踏まえなければこの挿話の意味はわからない。

このように、ステートニウスにあっては、あたかも各皇帝伝毎に使い分けたのではないかと思われる程にフィスキスの持つ多様な意味が見事にあらわれている。^⑬ 意味を使い分けているというよりは、むしろ、このような多様な意味を合わせ持つ言葉として理解されていたと言った方が、より適切かもしれない。例えば、「国庫」を意味するフィスキスの用語法はアントニヌス朝代にいたって定着したと推定するジョーンズはこのようなステートニウスのフィスキスの用法のアナクロニズムを難じ、『皇帝伝』の史料的价值には否定的であるが、^⑭ ブールベールは、逆に、ステートニウスのこのような多様な用例の中で、アエラリウムと対になったフィスキスの用例が『ウェスパシアヌス帝伝』に至ってはじめてあら

われるという事実に着目して、フィスクスの語がジョーンズの言う元首の直接統轄下に置かれた財務行政の総体という新しい意味を獲得するに至ったのはウエスパシアヌス帝代であったと推定している。^⑥

しかし、このブルベールの推定には必ずしも左担することはできない。既に、大ブリーニウスの記述の中にフィスクスの語のこのような用例を見いだすことができるからである。

フィスクスから紅海のウエクティールガルを請け負っていたアンニウス・プロカームスの解放奴隷がアラビア付近を航海中、北風によってカルマニア沿岸以遠に流され、一五日目にこの島（タープロボネ島）のヒップリーの港に漂着した。^⑦

クラウディオス帝の治世に、セイロン島に漂着したアンニウス・プロカームス（明らかにこれはブリーカーニと呼ばれた徴税請負人のひとりであった）なる人物の解放奴隷によって派遣された同島からの使節が首都ローマに来たことを伝える『博物誌』の記事の一節であるが、ここでは、フィスクスは、あたかも一個の人格を持った存在でもあるかのように介在して、プロカームスにウエクティールガル（明らかにポルトリウムと呼ばれた公けの関税）の徴収を請け負わせている。^⑧ここではブリーニウスは、制度としてのフィスクスについて、即ち国家機構の一部門としての「国庫」について語っていると考えてよいと思われる。^⑨

しかし、同じブリーニウスの『博物誌』の中には、これと全く異なったフィスクスの用例も見いだすことができる。アウグストゥス帝がナポリ近郊の小丘の白亜の採掘権を手に入れたことを伝えて、かれは次のように記している。

その見返りとして、毎年、自分のフィスクスから二〇万セステルティウスをネアポリスの住民に対して支払うことを定めた神となったアウグストゥスの布告が現存している。^⑩

ここでは、フィスクスの語は、先のとほ異なり、元首の私財を意味する語として用いられている。なお、ブリーニウスは、ほぼ間違いなく、当時現存していたというアウグストゥス帝の布告の文言を意識的にかあるいは無意識のうちにか書

き改めて、パトリモノニウムの語をフィスクスの語で置き換えている。あの、『業績録』でおなじみの、「私のパトリモノニウムから」(ex patrimonio meo)という表現こそが、アウグストゥス帝の布告にはふさわしいものだからである。そして、もしブリーニウスによる改竄という推定が正しいとするならば、このことは、フィスクスの語と元首との結びつきがアウグストゥス帝代にはまだ存在してはいなかったことを示唆するものとして、更には、ブリーニウスにとってフィスクスという言葉はパトリモノニウムと全くの同義の言葉としても理解されていたことを示すものとして興味深い。

大ブリーニウスのこのふたつの記事に確認することのできるフィスクスの意味のこの二重性は、フィスクスという語で呼ばれた、ジョーンズの言う「皇帝によって統轄された全財務行政」、アエラーリウムと並ぶ今ひとつの、元首の直接統轄下に置かれた「国庫」の性格を考える場合、極めて示唆的である。元首の財務行政が、関税収益のような公的な性格を持つ財産の統轄、及び元首の私的な財産の統轄という二重性、二面性を有していたことを示していると思われるからである。^②

更にもし、アンニウス・プロカームスについてのブリーニウスの証言が正確なものであったとするならば、こうした元首の公的な財政業務と私的な財政業務とが、と言うよりはむしろ、公私のファマルガムとしての元首の財務行政の総体がフィスクスの名の下に一括して扱えられるに至った時期は、ブルベールの推定するウエスパシアス帝代ではなく、ユリウス・クラウディウス朝代(恐らくはクラウディウス帝代)にまでさかのぼることができる。^③ そのように思われる。

以上が非史料から読み取ることのできるフィクス生成の経緯である。このことを踏まえつつ、次節では、法史料の整理と分析を通じてウルピアーヌスの問題の語句の意味に迫ってみたい。

- ① Baldacci, P., *Patrimonium e Ager Publicus al Tempo dei Flavi*, in: *PP*, 128, 1969, p. 349. さなめに「のの意味での「フィクス」の用例はウルピアーヌスにも見られる。 Dig. 19, 2, 19, 2: *fiscus autem, quibus ad premandam oleam ulmur, colonum sibi parare debere*
- ② *Neratus scripti*: 「更に、オリブ庄採用のフィスクスをコローヌスは自分で用意しなければならないとネラーティウスは書いている。」
- ③ *Mitteis, L., op. cit.*, S. 351, Anm. 7.
- ④ Jones, A. H. M., *The Aevarium and the Fiscus*, in: *id., Studies*

①⑧ Plinius, NH, 6, 84: Anni Ploecami, qui Maris Rubri vectigal a fisco redemerat, libertus circa Arabiam navigans aquilonibus raptus praeter Carmaniam, XV die Hippunos portum eius in-
vectus.

①⑨ De laet, S. J., *Polorium: Etude sur l'Organisation Douanière chez les Romains, surtout à l'Époque du Haut-Empire*, Brugge, 1949, p. 306f. 但し、公けの収益がフィスクスに入ったことを否定する Millar (The Fiscus in the First two Centuries, in: *JRS*, 53, 1963) 以下、収録雑誌略記号をもって表示(、p. 40)は、ローカラムスがフィスクスと契約したのはホルトリーウムではなかったと推定しているが、その根拠は薄弱であり、説得力には欠けている。なお、後掲、本稿三註②⑨を参照のこと。

①⑩ Jones, A. H. M., op. cit., p. 108; De Martino, F., op. cit., p. 805; Baldacci, P., op. cit., p. 350; Boulvert, G., *Fiscus dans Senèque DE BENEFCIIS* 4, 39, 3, in: *Labeo*, 18, 1972 (以下、収録雑誌略記号をもって表示)、p. 203. ちなみに、『博物誌』にはこの意味でのフィスクスの用例がもう二箇所確認されている。いずれもフィスクスによって経営されたエダヤの地であった、ナルサム農園に関する記述の中に見られる。Plinius, NH, 12, 113: scribitque nunc eum fiscus, nec unquam fuit numerosior; proceritas intra bina cubita subsistit. 「現在では、フィスクスがそれ(ナルサムの灌木)を栽培し、かつてはほとんど多くなっている。高きは二クビトゥム以上にはならない。』; 12, 123: nec manifestior alibi fraus, quippe milibus denarium sextarii, empti vendente fisco tricenis denariis, venient: 「これほどはつきりとしたごまかしは他にない、フィスクスが売り出した時は一セクスタリウスあたり三百デナリウスで購入されたものが千デナリウスで売られるのだから、云々」フィスクスによって経営を

れた、ナルサム農園については、特注 Millar, F., in: *JRS*, p. 30; Brunt, P. A., op. cit., p. 79; Baldacci, P., op. cit., pp. 355-361 を参照のこと。

①⑪ Plinius, NH, 18, 114: extatque divi Augusti decretum quo annua vicena milia Neapolitanis pro eo numerari insit e fisco suo.

①⑫ cf. Baldacci, P., op. cit., p. 351.

①⑬ 後述、本稿四を参照のこと。

①⑭ 但し、この推定はあくまでも元首の統轄する財務行政の総体がフィスクスの名で扱えられるに至った時期についての推定であって、元首が国家財政を統轄するに至った時期の推定ではない。このような事態は元首政の開始と同時に既に生まれていたという H. Last (op. cit., pp. 51-52) の指摘は基本的に正しい。念のため、cf. De Martino, F., op. cit., p. 803, 806. なお、後述、本稿四を参照のこと。

①⑮ なお、Jones (op. cit., p. 107f.) によれば、元首の直接統轄におかれた国家の財務行政総体としての「国庫」を意味するフィスクスの用例が最初に確認されるのは、ネロ帝代のセネカの『恩恵論』(De Beneficiis, 4, 39, 3) においてであるという。Boulvert を除いて、諸家の多くはこの Jones の解釈に従っているが、このことはフィスクスは金庫(金入れ)の意味で用いられるとする Boulvert (in: *Labeo*, esp. p. 205) の説みに従いたい。ただし、Boulvert は原文に見える <fisco> の語形を価値の奪格とみなすが、古典学者の大勢に従って素直に与格と考えて読んで良いと思われる。財布に責任をとれと、このことは財布の自身に責任をとれということなのだから。問題の記述は次のようなものである: Ad cenam, quia promisi, ibo, etiam si frigus erit; non quidem, si nives cadent. Surgam ad sponsalia, quia promisi, quamvis non concocerim, sed non, si febricitavero.

Spontum descendam, quia promisi; sed non, si spondere me in incertum iubebis, si fasco obligabis. 「私は約束したのだから、たとえ寒くても招きの食事に出かけて行くだろう。しかし雪が降いたら行かないだろう。私は約束したのだから、たとえ食後であっても婚約の席に出かけて行くだろう。しかし熱があるならば行かないだろう。私は約束したのだから、保証人としてフォルムに出かけて行くだろう。しかしはつきりしない金額について保証することをあなたが命じるならば、フィスタクスに責任をとれというのなら、私は行かないであらう。」

同じく『恩恵論』の次の箇所も、ヒルシュフェルト以来、議論を呼んで来た。ここで語られているフィスタクスにも「国庫」の意味はただなく専ら「元首の私財」を意味してゐると考えた。Seneca, De Beneficiis, 7, 6, 3: Caesar omnia habet, fasces eius privata tantum ac sua; et universa in imperio eius sunt, in patrimonio propria. Quid eius sit, quid non sit, sine diminutione imperii quaeritur; nam id quoque, quod tamquam alienum abiudicatur, aliter illius est. Sic sapiens animo universa possidet, iure ac domino sua. 「カエサルはあらゆるものを持っているが、私的な自分の財産はかれのフィスタクスだけである。全てがかれの支配権の下にあるが、相続権の下にあるのは個人財産だけである。かれの支配権を縮小させないまでも、なにかかれのものであり、なにかがやうでないかという疑問が生じてくる。他人の財産であるという理由で、かれには認められなげものも、他の観点から見れば、かれのものであるからである。これと同じく、賢者は心では全てを所有しているが、法的かつ所有権の上では所有しているものはかれの財産だけである。

また『怒りについて』に見えるフィスタクスは現金の入った入れ物の

意味で用いられている。Seneca, De Ira, 3, 33, 2-3: Libet intueri fasces in angulo iacentis. Hi sunt propter quos oculi clamore exprimantur, fremitu iudiciorum basilicæ resonant, evocati ex longinquis regionibus iudices sedent indicaturi, utrius iustior avaritia sit. Quid si ne propter fasces quidem, sed pugnam aeris aut impatum a servo denarium senex sine herede mortuus stomacho dirumpitur? Quid si propter usumam vel mlenisnam valetudinarius faenerator distortis pedibus et manibus ad commutandum non reflectis clamat ac per vadimonia asses suos in ipsis morbi accessionibus vindicat? 「部屋隅の隅におかれた複数のフィスタクスを眺めるのは気分のことである。しかし目を剣き出して大声で叫び、審問所が審問の喧噪で響きわたるのは、これらを得ようとしてのことである。こうして遠隔の地から招集された審判人達がどよみの食欲がより正しいかを審判することになる。しかし、フィスタクスとこのためにつはなく、一握りの銅貨、奴隷にとっぴしか価値のなぐ一枚の銀貨のために、跡懸ぎのない老人が死の床で怒り狂うとしたらどうだろうか。云々。」

この他、セネカには書簡集にも似たようなフィスタクスの用例が知られているが、いずれの場合も「国庫」の意味はなく現金を収めた入れ物の意味で用いられている。Seneca, Epistulae, 76, 13: 87, 18. cf. Hirschfeld, O., *op. cit.*, S. 4, Anm. 1; Duff, P. W., *op. cit.*, p. 54f.; Elichevitch, B., *op. cit.*, p. 40f.; Jones, *op. cit.*, p. 108; Millar, F., *op. cit.*, p. 29, 32; Brunt, P. A., *op. cit.*, p. 76, 78; Baldacci, P., *op. cit.*, p. 350-352, 354; De Martino, F., *op. cit.*, p. 805, 813; Boulivert, in: *Laetev*, p. 205.

二二二年二月一九日付けのカラカラ帝の勅書は、訴訟に際しての買収行為を禁じて次のように述べている。

私の訴訟、公けの訴訟、フィスクスに関する訴訟を問わず、およそいかなる訴訟においても (*in quacunqne causa sive privata sive publica sive fscalia*)、審判人あるいは相手方に金銭が供与された場合、公正な裁定に対する不信から金銭による買収によって取引しようとした者は訴権を失うと定める^①。

フィスクスの性格の歴史の変容過程を「私的なもの」から「公的なもの」への変容として把らえ、三世紀に入るとフィスクスが元首の私財であるという考え方は急速に失われていったと説くモムゼンによれば、この勅書の前段部分では「私の訴訟」と「公けの訴訟乃至はフィスクスに関する訴訟」とが対比されているという。ブランドもこの勅書についてはこのモムゼンの読みに従っているが、このような読み方に対して、エリアーシュヴィッチとR・オレスターノは、勅書のこのような表現のなかに「私の訴訟」、「公けの訴訟」、「フィスクスの訴訟」という訴訟の三類型を読み取り、特に、オレスターノは、この勅書に見られるフィスクスに関する訴訟のこのような取り扱い方は、単なる訴訟手続き上の問題にとどまることなく、フィスクスに対する元首の権限を「所有権」(*dominium*)という私法概念から説明しようとする試み（これは明らかにモムゼンの立場であった）が的外れなものであることを示していると同時にフィスクスの公的性格を強調する見解（ヒルシュフェルト）が妥当なものではないことをも示しているとしたうえで、フィスクスが「公—私」という範疇では把握できないものであったと論じている^②。

離接的な接続詞が並ぶこの勅書をめぐることのような二通りの読み方のうち、モムゼン（そしてブランド）の読み方には文法的にも無理があるように思われるのが、この読み方が妥当なものではないことはこの勅書に言及したウルピアヌスの次の法文からも確認される。

更にまたカッシウス・サビヌスに書き送られた我が元首（インペラートル）の勅法は、審判人あるいは相手方に対して、公けの訴訟、私の訴訟、フィスクスに関する訴訟において（in publicis vel privatis vel fisciibus causis）金銭を供与することを禁じ、そのようなことが行われた場合には争訟は無効となると命じている。ところで、相手方が濫訴のためにではなく和解を意図して受け取った場合に、この勅法が適用されるのか否かについては議論の余地がある。私は、この訴権（＝事実に基づく訴権）と同様に勅法は適用されないと考える。何故なら、勅法が禁じているのは卑劣な恐喝であって和解ではないからである。^④

見られる通り、ウルピアーヌスはこの勅書の内容を紹介するにあたって、原文の「私―公―フィスクス」という記載順序を「公―私―フィスクス」と書き改めているが、この書き改められた記載順序からは、ウルピアーヌスが勅書の内容をモムゼンのように理解していなかったことが知られる。モムゼンの読み方は、ウルピアーヌスの勅書の解釈の誤りもしくは引用の誤りを想定しない限り、受け入れ難い。エリアーシユヴィッチとオレスターノが言うように、この勅書においては、フィスクスに関する訴訟は、公けの訴訟からも私の訴訟からも区別されているのであり、ウルピアーヌスもまたそのような理解していたのである。^⑤

フィスクスにとっても国家（レス・プブリカ）にとっても不利益となるが、一般に遺産の占有を認められて然るべき者がいることに異論の余地はない。例えば、胎児、同じく精神錯乱者、同じく捕虜となった者の遺産の占有を請求する者の場合がそうである。^⑥

（負債の相殺を定めたセプティミウス・セウエールス帝の勅法によって）私の訴訟においてだけではなく、フィスクスの訴訟においても同様であると定められている。しかし相互に利息付きの借り入れ金があった場合もまた、たとえ利率が異なっただとしても、相互に債務があるのだから借り入れ金の相殺が行われる。^⑦

フィスクスとレウス・プーブリカ、私の訴訟とフィスクスの訴訟とがそれぞれ対比されているウルピアーヌスのこれらふたつの法文もかれのこのようなフィスクス理解の一貫性を示していると言つてよく、また、属州にあっては、フィスクスの金銭に関する訴訟は、属州総督ではなく元首のプロクラートルの管轄に属すると説く、先に引用したウルピアーヌスの法文及びこれと同内容の次に掲げる法文もまたこのことを裏付けてくれる。

私のプロクラートルによつて決せられたことは、属州総督（プラエセス）の裁定によつては現状への回復のために取り消すことができない。何故なら、プリーンケプスだけが、かれのプロクラートルの裁定に対して現状への回復をなし得るからである。(二一五年付けカラカラ帝勅書)

扶養料に関する和解は、カエサルのプロクラートルの面前においても、これをおこなうことができる。すなわち、フィスクスに対して扶養料が請求される場合には、同様にアエラーリウムのプラエフェクトゥスの面前においても和解がおこなわれ得る。(ウルピアーヌス)

しかし、ウルピアーヌスはオレスターノが想定しているような「公—私」に加えての第三の範疇としてのフィスクスについて論じているわけでは必ずしもない。二一二年付け勅書についてのオレスターノの理解は、魅力的ではあるが、読み込みが過ぎる。

例えば、フィスクスに入った収益について、ウルピアーヌスは、『公けの』税収益とは、そこからフィスクスが税収益を得るところのものであると我々は解さなければならない。例えば、港湾税あるいは公売税及び塩田、鉱山及びれきせい製造所に課された税がそうである。^⑩と説明し、あるいはまた次のようにも述べている、「ところで徴税請負人（publicanus）とは、公けのもの（publicum）を收取し——その名はここに由来する——、あるいはフィスクスに税を収め、あるいは貢租を取り立てる者達のことであり、従つて、フィスクスから請け負つた全ての者は正しくプーブリカーヌスと呼ばれる。」^⑪

オレスタターノの理解とは異なり、これらの法文はウルピアーヌスがフィスクスを「公けの」収益を収めた公的性格を持つ字義通りの「国庫」として理解していたことをはっきりと示している。同様に、ウルピアーヌスと同じセウエールス朝代の法学者であったパウルスもまた、公金私消罪 (Peccatus) に関するユーリウス法の適用について論じて、「フィスクスの金銭を着服し、窃取し、移しかえ、あるいは自分のために用立てた者は、横領した金銭の四倍額の罰金を科される」と記し、更に、アウグストゥス帝代の法学者ラベオーの手になるこの法についての注釈を、ラベオーの原文にはあったはずの「国民」(Populus) ないしはアエラーリウム (可能性としては恐らく「国民」) の語をフィスクスと書き改めたうえで、次のように引用している、「同巻 (『遺録』三八巻) の後段においてラベオーは記している、公金ばかりではなく、フィスクスのものであるべき金銭を債権者であると偽って手に入れたならば、たとえ横領したのが私人の金銭であったとしても、その場合は、私人の金銭もまた公金私消の罪を構成する、と。」^⑭ フィスクスを字義通りの「国庫」として把えるウルピアーヌスの理解は決して特異なものではなく、むしろ三世紀の法学者達の共通した理解であったと言つてよい。ちなみに、公金私消罪に関するユーリウス法の内容はウルピアーヌスによって伝えられているが、それは次のようなものであった。「公金私消に関するユーリウス法によって、誰も、神の金銭、宗教上の金銭あるいは公けの金銭から窃取し、着服し、自分のために用立ててはならず、窃取し、着服し、あるいは自分のために用立てることにつながる行為については、特に法によって認められた場合を除いて、これをなしてはならないと定められている。また公けの通貨である金貨、銀貨、銅貨になにかを加え、混ぜ合わせ、あるいはなにかを加え、混ぜ合わせることによつて貨幣の質の低下をひきおこすことになる意図的な悪意からでた行為についても同様である。」^⑮

ウルピアーヌスによれば、市民法上からみても法務官法上からみても相続をなし得る者を欠いた相続財産は不帰属財産に関するユーリウス法によつて、かつては最終的には「国民のもとに納められた」が、かれの時代には「インペラートル・アントニヌス (『カラカラ帝』) の勅法に基づいて全ての不帰属財産はフィスクスに帰属する」ところとなつていたといふ。

かれの伝えるこの事実（と言うよりはむしろこの事実を氷山の一角とする多くのこの種の事実^①）もまたフィスクスを公金を収めた公けの財庫として把えるかれのこのような理解の根拠となっていたことは疑いない。しかしそれと同時に、ウルピアヌスにとつては、公けのものはローマ国民に帰属するもの以外のなにもでもなかった。「都市の財産は『公けのもの』と称されているが、適切ではない。何故ならローマ国民のものだけが公けのものだからである。」^②

フィスクスのパトリモニウムに含まれる場所はこのように「厳密に法的に言えば」明らかに公けのものであったが、しかしそれにもかかわらず、それは「事実上」元首という個人に帰属したが故にローマ国民のものではなかった。「何故ならフィスクスのものはブリーンケプスに帰属する『私のもの』のようなものであるから」というウルピアヌスの問題の語句はこのような脈絡のなかでその意味するところを読み取らなければならない。フィスクスが元首の私財であったならば、公けの場所及び公道を対象とした特示命令がフィスクスに適用されるか否かという問題関心はウルピアヌスには生まれなかつたはずだというエリアーシュヴィッツの指摘とかれの読み方はこの意味で正しい。

オレスタターノは、アントニーヌス朝代の法学者ガイウスの「公けのものは誰の財産にも属さないとみなされる、何故ならそれは全体（universalia）のものであるとみなされているからである。これに対して、私のものとは個々人に帰属するものである」という公—私の定義に即してウルピアヌスの問題の語句の解釈を試みて、フィスクスのものは、全体にはなく元首に直接帰属していたが故に「公けのもの」ではあり得ず、また、元首は私人としての個人ではなかつたが故に、「私のもの」でもなかつたと論じているが、そうではない。今見たように、法理論の上での整合性はともかくとしてローマ国民（ガイウスの用語で言えば、「全体」）には帰属しない公けのものというのがウルピアヌスの理解するフィスクスであったからであり、他方、元首は私人ではないと明示的に説く法学説もまた知られてはいないからである。「ブリーンケプスは法から自由である。アウグスタは法から自由ではないが、ブリーンケプスは自身が有しているのと同じ特権をこれに分与する。」^③ 広く人口に膾炙しているウルピアヌスのこの有名な法文も、さしあたっては、独身者と子供のいない者に

ついでには相続財産取得能力を認めなかったアウグストゥス帝代の婚姻立法（ネーリウス・パーピウス法）の定める個別規定からの自由を意味し、元首の私法一般からの自由を意味してはいない^②。逆に、「遺言書は、インペラートルが相続人に指定されている場合も、不倫なものとなし得る。何故なら、法を定める者は、それと等しい威厳を持って、法に従うことが至当であるとされているからである」と説くパウルスの法文は、ウルピアーヌスが伝えるような個別の法規定についての適用免除の特権にもかかわらず、元首が法を越える存在までにはいたっていないことをはっきりと示している。帝政期の全期間を通じて恐らくこの事情は変わっていない。「厳密に国法的意味において」元首は私人であり、私法の規定によって拘束された^③。元首に直接帰属したフィスクスが大勢としては私法の適用の下におかれていた理由もここにある^④。

ウルピアーヌスによってこのようなものとして理解されたフィスクスについて、例えば、G・ユロステイはひとつの両性具有的存在と評しているが、かれのこの評は正鵠を射たものであると言ってよい。ローマ国民には帰属せず、（元首という）個人に帰属する国庫としてのフィスクスは国法的視点からは定かには把握することのできないものであり、公と私の二面性を合わせ持つ公私のアマルガムとして、その存在自体がひとつの形容矛盾であった。法文書において、フィスクスがある場合には私人の地位を継承し得るものとして、ある場合には私人とは異なりそれとは対立するものとして描かれている所以がここにある。

フィスクスは自らがかわった契約に基づいて利息を支払うことはないが、自らは徴収する。例えば、金銭納入に遅滞した公衆便所請負人及び税の納付者からそうしているように。しかし、私人の地位を継承した場合には、フィスクスもまた支払わなければならない。（パウルス）^⑤

特に都市（リース・プブリカ）が担保を受け取った場合には、後になって債務者がフィスクスにたいして負債を負うことになったとしても、都市がフィスクスに優先すると言って然るべきである。何故なら、この場合も私人が優先さ

れるからである。(バルブトースク)

- ① CJ. 7, 49, 1: Imp. Antoninus A. ad Gaudium. Consultit in quamcumque causa sive privata sive publica sive fiscali, ut, cuiuscumque data fuerit pecunia, vel iudici vel adversario, amittat actionem is, qui diffidentia iustae sententiae in pecuniae corruptela spem negotii reposerit.
- ② Mommsen, *Th., op. cit.*, S. 959, Anm. 3; Brunt, P. A., *op. cit.*, p. 85, n. 67. なお、既に見たように、マルクス帝のこの勅諭の中にフィラスの性格の公的なもの(その姿容を語りながら)フィラスを元首の私財であったと論じるための根拠として、これを後述の同時代の史料であると言っているマルブトースクを引用するギムゼンの立場は、史料操作のうえで大いに問題がある。自身のフィラス理解の根拠としてギムゼンはむしろ(バルブトースクではなく)ギネカ『試問論』(七、六、三)本籍(註)②(参照)を引用する、むしろあったところ、フィラスの批判は、この点から見れば充分に的を射ている。
- ③ Hirschfeld, O., *op. cit.*, S. 11.
- ④ Eliahevitch, B., *op. cit.*, p. 54, n. 104; Orsano, R., *II <Problema delle Persone Giuridiche> in Diritto Romano*, 1, Torino, 1968, p. 247f.
- ⑤ Ulpianus, Dig. 3, 6, 1, 3 (libro decimo ad edictum): Sed et constitutio imperatoris nostri, quae scripta est ad Cassium Sabinum, prohibuit iudici vel abversario in publicis vel private vel fiscalibus causis pecuniam dare, et ex hac causa item perire iussit. nam tractari potest, si adversarius non per calumniam transigendi animo accepit, an constitutio cessat? et puto cessare sicuti hoc quoque iudicium: neque enim transactionibus est interdictum,

- sed sortididis concussionibus. cf., Honoré, *T., Ulpian*, oxford, 1982, p. 140.
- ⑥ ちなみに、Brunt (*op. cit.*, p. 85) はバルブトースクのこの勅諭(このように同様の語彙を採っている)の(即ち) Masi, A., *Ricerche sulla 'Res Privata' del 'Princeps'*, Milano, 1971, p. 52, n. 236 を参照している。
- ⑦ Ulpianus, Dig. 37, 1, 12, pr (libro quadragesimo octavo ad edictum): Non est ambigendum, quod plerumque et contra fiscum et contra rem publicam admititui debeant quidam, ut puta venter, item furiosus, item is qui captivi bonorum possessionem petit.
- ⑧ Ulpianus, Dig. 16, 2, 12 (libro sexagesimo quarto ad edictum): Idem iuris est non solum in privatis, verum etiam in causa fisci constitutum, sed et si invicem sit usuraria pecunia, diversae tamen sint usurae, compensatio nihilo minus locum habet eius quod invicem debetur.
- ⑨ 前掲『本籍』註②と参照している。
- ⑩ CJ. 2, 46 (47), 1: Imp. Antoninus A. Severo. Si quid a procuratore meo iudicatum est, id per in integrum restitutionem praesidis sententia non potest rescindi, princeps enim solus contra sententiam procuratorum suorum in integrum restituere solet.
- ⑪ Ulpianus, Dig. 2, 15, 8, 19 (libro quinto ad omnibus tribunalibus): Transactiones alimentorum etiam apud procuratorem Caesaris fieri possunt: scilicet si a fisco petantur alimenta, secundum quae et apud praefectos aerarii transigi poterit.

① Ulpianus, Dig., 50, 16, 17, 1 (libro decimo ad edictum): 'publica vectigilia intellegere debemus, ex quibus vectigal fiscus capit: quale est vectigal portus vel venalium rerum, item salinarum et metallorum et picinarum.'

② Ulpianus, Dig., 39, 4, 1, 1 (libro quinquagesimo quinto ad edictum): Hic titulus ad publicanos pertinet, publicani autem sunt, qui publico fruuntur (nam inde nomen habent), sive fisco vectigal pendant vel tributum consequantur: et omnes, qui quoad a fisco conducunt, recte appellantur publicani.

③ Paulus, Sententiae, 5, 27 (Ad legem Iuliam Peculiaris): Si quis fiscoalem pecuniam attraherit subripuerit mutauerit seu in suos usus conuerterit, in quadruplum eius pecuniae quam sustulit condemnatur.

④ Paulus, Dig., 48, 13, 11 (9), 3 (libro singulari de iudiciis publicis): Eodem capite inferius scribit non solum pecuniam publicam, sed etiam privatam crimen peculatus facere, si quis quod fisco debetur simulans se fisci creditorem accepit, quamvis privatam pecuniam abstulerit. cf., Lenzel O., *Palingenesia Iuris Civitis*, 1, Leipzig, 1889, S. 1180 Ann. 3; Brunt, P. A., op. cit., p. 85, n. 6. ㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

⑤ Ulpianus Dig., 48, 13, 1 (libro quadragesimo quarto ad Sabbinum): Lege Iulia peculatus cavetur, ne quis ex pecunia sacra religiosa publicave auferat neve interceptat neve in rem suam vertat neve faciat, quo quis auferat interceptat vel in rem suam vertat, nisi cui utique lege licebit: neve quis in aurum argentum aes publicum quid indat neve immisceat neve quo quid indatur immisceatur faciat sciens dolo malo, quo id peius fiat.

⑥ Ulpianus, Tituli, 17, 2: Hodie ex constitutione imperatoris Antonini omnia caduca fisco vindicantur. cf., 28, 7: populo bona deferuntur ex lege Iulia caducaria.

⑦ 國賦課税のトドヘリウツをそのノクマシクシテ總額をたか公けの取持シ州守等シヨクシテ其ノ知シ給クベシク De Martino, F., op. cit., pp. 810f; Brunt, P. A., op. cit., pp. 79-84 ㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

⑧ Ulpianus, Dig., 50, 16, 15 (libro decimo ad edictum): Bona civitatis abusive publica dicta sunt: sola enim ea publica sunt, quae populi Romani sunt.

⑨ Gaius, Dig., 1, 8, 1, pr (libro secundo institutionum): quae publicae sunt, nullius in bonis esse creduntur, ipsius enim universitatis esse creduntur: privatae autem sunt, quae singulorum sunt. cf., Gaius, Institutiones, 2, 10-11.

⑩ Orestano, R., op. cit., p. 249.

⑪ Ulpianus, Dig., 1, 3, 31 (libro 13 ad legem Iuliam et Papianam): Princeps legibus solutus est: Augusta autem licet legibus soluta non est, princeps tamen eadem illi privilegia, quae ipsi habent.

⑫ Wickert, L., Princeps, in: *RE*, 22, 1954, S. 2294.

⑬ Pauls, Sententiae, 5, 3: Testamentum, in quo imperator heres scriptus est, inofficiosum argui potest: cum enim qui leges facit pari maiestate legibus obtemperare conuert. cf., Bielcken J., *Prinzipal und Dominat: Gedanken zur Periodisierung der Römischen Kaiserzeit*, Wiesbaden, 1978, S. 23 u. Ann. 24.

⑭ Meyer, E., *Römischer Staat und Staatsgedanke*. Zürich u. Stuttgart, 1964), S. 343 (条約 | 不平等); Béanger, J., *Recherches sur l'Aspect idéologique du Principat*, Basel, 1953, p. 150 et n. 77; Eliachevitch, op. cit., p. 46.

②⑩ Elinchevitch, B., *op. cit.*, p. 46; Ürögdi, G., *Fiscus (privatrechtlich)*, in: *RE, Suppl.*, 10, 1965, S. 224-225.

②⑪ *ibid.*, S. 224.

②⑫ Paulus, *Dig.* 22, 1, 17, 5 (*Libro singulari de usuris*): *Fiscus ex suis contractibus usuras non dat, sed ipse accipit: ut solet a forarariis, qui tardius pecuniam inferunt, item ex vectigalibus, cum autem in loco privati successit, etiam dare solet.* cf.,

Ulpianus, *Dig.* 49, 14, 6; Callistratus, *Dig.* 49, 14, 3, 7; Ürögdi, G., *op. cit.*, S. 227.

②⑬ Ulpianus, *Dig.* 20, 4, 8 (*libro septimo disputatorum*): *Si pignus specialiter res publica accepit, dicendum est praefertur eam fisco debere, si postea fisco debitor obligatus est, quia et privati praefertur.*

四

先に引用したスエトニウスの『アウグストゥス帝伝』の記事は、既にアウグストゥス帝が国家財政に積極的に関与していたことを伝えていると同時に、国家財政の実務に携わっていたのがかれの解放奴隷と奴隷であったという事実をも明らかにしてくれるが、^①同じく、セウエールス朝代の史家カッシウス・ディオもまた前二七年の属州分掌にともないアウグストゥス帝がとった処置について、「カイサルは、エピトロポス（公けの税を徴収し、かつ命じられたところに従って決済をおこなう者達のことを我々はこう呼ぶのだが）を、かれ自身の属州はもとより、国民の属州をも含めた全ての属州に等しく派遣した。かれらは騎士の出身であり、また、解放奴隷の場合すらあった」と記している。^②ディオのこの記事に見られるエピトロポスとは、さしあたっては、本来は主として財務管理の任にあたった私人としての個人の私的代理人を意味するローマ私法上の述語であったプロクラートルに対応するギリシア語と解してよく、従って、ふたりの史家が伝えているこれらの事実は、帝政期における元首の公的な財政業務が、その出発点において、私人としての元首の家政業務とは未分化かつ不分明な状態で営まれていたことを如実に物語っている。H・G・ブロームのひそみに倣って言えば、国家の財政業務という公的業務が、元首の目から見ればかれの私的な使用人ではなかったプロクラートルによって担われるという「奇妙な事態」^③、これが後にフィスキスの名で呼ばれることになる帝国の財務行政の生成期の実態であった。

このような事態をもたらすことになった原因について、例えば、ブランドは帝政初期における国家財政の元首のパトリモノウムに対する依存度が極めて大きかったことを指摘すると同時に、財務行政の実務に通じた人材を有していたのは元首だけであったということの特に強調して論じている^④。かれのこの指摘はそれなりの説得力を持つものであるが、しかしながら、旧奴隸主としての保護権 (patronatus)、あるいは奴隸主としての所有権 (Proprietas)、更には、厳密に法的に言えば委任 (mandatum) 行為、等を媒介とした私的関係が何故に国家の財政業務の中枢にまで及び得たのかという最も根本的な問題にはかれは充分には答えていない。フィスクスが帝政期になって生まれた全く新しい国家機関であったという単純な事実を改めて思いおこす必要がある。

フィスクスに対応するような、国家の財務行政を専門とする公的機関と組織は共和政期のローマでは知られてはいなかった。法概念のうえでは、フィスクスと対になるのはアエラーリウムではなくローマ国民 (populus Romanus) であると S. ボッラが指摘している通り、共和政期以来のローマ国民の国庫としてしばしば、フィスクスと対比されるアエラーリウム (aerarium Saturni) も、共和政期にあつては、直截には現金、金塊、諸記録、等を収めるために用いられていた首都のフォルムにあった財庫ないしは倉庫としてのサートゥルヌス神殿を意味し、フィスクスの語が獲得したような財務行政を掌る国家機構の一部門としての「国庫」の意味を基本的には持っていなかったと言つてよい。従つて、例えばデ・マルティノは、アエラーリウムとフィスクスとの関係について、前二七年の属州分掌が前期帝政期における国家財政の二元性をもたらすことになったと論じているが、^⑥ そうではなく、両者の関係はこのような国家財政の分担管理、分担運営という理解とは原理的に無縁なものであった。既述スエトニウスに読み取ることのできるアエラーリウムとフィスクスとの国家財政の二元性という理解^⑦が生まれるためには、まず元首の統轄する財務行政の総体がフィスクスという言葉で意識され、理解されることが必要であつたのであり、国家の財務行政を掌る「国庫」としてのアエラーリウム理解が先行していたのではない。フィスクスがアエラーリウムと「併存」し得た理由がここにあり、前期帝政期を通じて、漸次、国家収益の全

てが、かつては国民に（即ち、アエラーリウムに）帰属した収益も含めて、フィスクスへと集中していった理由もまたここにある。^⑧

アウグストゥスが国家財政の管理運営に乗り出した時、かれはこのための権限をローマ国民から委託されたわけでも、纂奪したわけでもなかった。（ましてや、かれが征服したプトレマイオス朝エジプトの王のように、かれ自身が国家となったわけでもなかった。）後にフィスクスによって占められることになる場所はこのように国制の上での事実上の空白地帯となっていたからであり、従ってまたこのこと故に、国家財政に対するかれの権限は、法理論の上では公—私のいずれとも性格づけることのできないものとなった。かれが、国家の財政任務の実務担当者として、共和政の意味での公職者ではなく、自分の「私的使用人」を起用することができた所以がここにあり、プラントの指摘する実際的な理由もまたこのことにより一層の拍車をかけることになった。このようなかたちで、かれは共和政的国制のかたわらに、それとは併存するかたちで自らの統轄する財務行政組織を作り上げていたのである。これがフィスクスの起源であった。後代の法学者の書き残した法文からは、ウルピアーヌスのものも含めて、公けのものが元首に帰属することの法的根拠を読み取ることはできないという事実もまたフィスクスのこのような生成事情を端的に示している。

例えば、R・サイムは前二三年にアウグストゥスが元老院から付与された終身の護民官職権及び上級のプロコーンズル命令権が真の「帝権の秘密」であったと論じている。^⑨確かに、極めて異例なものではあったが、これらの大権はともかくも国法とのかかわりにおいて、アウグストゥスの権力に合法的な装いを与えるものであった。しかしここに「帝権の秘密」をみるサイムの見解には必ずしも左担できない。G・ユロスディにならって言えば、元首権力の真のそして根源的な基盤となったものは、元首に帰属する国庫としてのフィスクスであり、いまひとつは恐らくはこれと同様の性格を持つ「カエサル軍隊」としての帝国常備軍であった。真の「帝権の秘密」はここにあったのである。^⑩

① 前掲、本稿二註⑥を参照のこと。

② Dio, 53, 15, 3. なお、ディオのこの記事及び帝政初期における元

首のプロクラーートル(キヤオの言ウエビトロボス)については、拙稿「風州カントドキアの成立―元首直轄州の起源をめぐって―」『史流』(北海道教育大学史学季)二四号(一九八三年)一〇三六頁を参照のこと。

③ cf. Pflaum, H.-G., *Les Procurateurs sous le Haut-Empire Romain*, Paris, 1950, p. 9. 前掲、本稿三註⑩のヌホトローニウムの記事を参考のこと。

④ Brunt, P. A., op. cit., P. 75f, 88.

⑤ Bolla, S., *Die Entwicklung des Fiskus zum Privatrechtssubjekt mit Beiträgen zur Lehre vom Aemarium*, Prag, 1938, S. 7-10, 14.

⑥ cf. De Martino, F., op. cit., p. 798, 806-807.

⑦ 前掲、本稿三註④参照。

⑧ 前掲、本稿三註⑩及び⑪参照。またこのような変化に伴うフィスタスの管理運営に携わった元首のプロクラーートルの法的地位の変化については、拙稿「公職者としての元首のプロクラーートル」『西洋古典学研究』三三三号(一九八五)八八〇九八頁を参照のこと。

⑨ Syne, R., *The Roman Revolution*, Oxford, 1939 (1971), p. 337.

⑩ cf. Ürögdi, G., *Der Fiskus: Ein Prellier der Augusteischen Politik*, in: *AmtHeng*, 16, 1968, S. 251.

付記：本稿は平成二、三年度文部省科学研究費補助金(一般研究(C)・課題番号02801048)による研究成果の一部である。

(北海道教育大学教育学部助教)

The Problem of Xianbei Military Officials during the Northern Dynasties

by

OSABE Yoshihiro

At the end of the fifth century, Emperor Xiaowen of the Northern Wei dynasty carried out a series of policies to unite the Xianbei and Han Chinese people under one culture and one set of institutions derived from China. This program was carried out by ranking some of the Xianbei families as aristocrats corresponding to the Chinese ones, and at the same time by compelling the Xianbei people to accept the Chinese language, clothes, and names. However, there is no way that all of the Xianbei could have accepted Chinese culture perfectly in a short period of time. A number of the Xianbei officials created disturbances in local administration during the period from the Northern Wei to the Sui through their ignorance of Chinese culture. After the unification of China by the Sui dynasty in 589, China enjoyed peace for the entire period up to 755 except for a brief interlude between the Sui and Tang. Xianbei soldiers had fewer chances to demonstrate their talent in peacetime than in wartime. I postulate that as a result many of them directed their efforts towards becoming learned officials instead. Therefore this study explores the process of their acceptance of Chinese culture from the Northern Wei to the Tang.

On the Legal Character of the Fiscus and the Principes in the Principiate

by

YONETA Toshihiro

The Severan jurist Ulpian states that the interdiction concerning public places does not apply to those places which belong to the Fiscus, i.e. the

imperial treasury, on the grounds that the property of the Fiscus is, as it were, (quasi-)private property of the Princeps (Dig., 43, 8, 2, 4). This statement clearly shows Ulpian's understanding of the Fiscus, namely, that the properties of the Fiscus are public ones of which the Princeps as a private individual is in absolute control.

After a brief survey of the historical process of the Fiscus as imperial treasury, this paper attempts to show that this dual character of the Fiscus is due to the character of the Princeps's control over the finances of the state, which can not be in strict law characterized as public or as private.